WWB Solar

保証書番号　20130X0X-M00X

モジュール25年出力保証書

見本

○○○○○　殿

当社指定の申請内容を確認しましたので本証書を呈上いたします。

御住所　〒000-0000

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

保証物件（モジュール発電保証）

対象モジュール　WS-260M-CI60-BW

保証開始日
（お客様納品日）　2013 年　00 月　00 日

WWB 株式会社
東京都品川区東品川２丁目2-4 天王洲ファーストタワー5F
TEL:03-6433-2789　FAX:03-6712-8383

品質保証規定

本書は、本書記載内容で製品保証をさせて頂くことをお約束するものです。保証期間中に故障または不具合が発生した場合には、本書記載の販売店に修理をご依頼の上、本書を提示してください。お客様設置日、販売店名等の記入漏れがありますと無効となります。本書は再発行いたしませんので、紛失しないよう大切に保管してください。

1.＜保証する内容は下記の通り＞

●第１章：総則

WWB 株式会社 (以下、「WWB」といいます。) は、本保証規定が適用されるものとして販売する太陽電池モジュール (以下、「モジュール」といいます。) が、WWB が定める設置マニュアル、取扱説明書その他 WWB が提示する設置、運用及び使用に関するマニュアル、注意事項等を遵守して通常の環境下において設備、使用されることを条件として、本保証規定に従い、その品質及び性能を保証します。本保証規定に基づく保証は、買主への引渡し後に生じたモジュールの出力に影響を及ぼす外観変化については適用されません。本保証規定は、適用のある保証期間終了前に WWB に保証請求がなされた買主のクレームに対してのみ適用されます。また、WWB は、本保証規定に明示的に定められた保証の外には、モジュールについてその品質及び性能を保証するものではありません。

●第２章：10 年製品保証

WWB は、モジュールが WWB の施設から買主に出荷された日 (但し、モジュールがその製造者から買主に直送される場合には、その製造者が買主へ出荷した日)　(以下、「出荷日」といいます。) から 10 年以内に第 5 章 2 項の規定に従ってなされた買主からWWBに対する保証請求によって、その材料または仕上りに欠陥のあることが判明した場合、WWB は、買主と対応について誠実に協議の上、WWB の合理的な選択により、欠陥のあるモジュールを無償で修理もしくは無償で交換し、または、購入価格から毎年 4% づつ減価償却した後の価額を買主に返還します。なお、WWB が交換を選択する場合、WWB は交換対象となった瑕疵または不具合のあるモジュールの返還を受けることができるものとします。また、WWB が返金を選択する場合、買主との協議に要する期間を含む適切な対応に合理的に要した期間を超えて返金を遅滞した場合を除き、返金額には遅延損害金を付さないものとします。

●第３章：出力保証

WWB は、多結晶モジュール及び単結晶モジュールの出力性能について以下のとおり、保証します。WWB は、出荷日から別添「保証出力割合表」に定める各期間 (年単位) を経過する時点までの間、モジュールの「STC 最大出力」の下限値が WWB 製品データーシートにおける最大出力 (以下「公称最大出力」といいます) に対して当該経過期間に対応するものとして下記に定める割合 (かかる割合を乗じて算出される出力を「保証出力」といいます。) を下回らないことを保証します。なお、出荷日から 25 年を経過した後の出力性能は、保証されません。WWB は、保証出力を下回るモジュールについては、買主とその原因を分析し誠実に協議の上、WWB が出力減衰につき責任を負うべき場合は、WWB の合理的な選択により、保証出力に達しないモジュールを無償で修理もしくは、無償で交換しまたは、購入価格から毎年 4%づつ減価償却した後の金額を買主に返還します。なお、WWB が交換を選択する場合 WWB は交換対象と瑕疵または不具合のあるモジュールの返還を受けることができるものとします。WWB は、買主から本章に基づく保証請求を受ける以前の期間に係る出力不足については、責任を負わないものとします。また、WWB が返金を選択する場合、買主との協議に要する期間を含む適切な対応に合理的に要した期間を超えて返金を遅滞した場合を除き、返金額には遅延損害金を付さないものとします。この第 3 章による保証は、モジュールの出力性能について WWB が付与する唯一の保証であるものとします。

●第４章：免責事項及び例外事項

1. 適用のある保証期間の経過後に WWB に対してなされた保証請求については、WWB は 責任を負わないものとします。
2. 次の免責事項に該当するときは、如何なる場所においても本保証規定に基づく保証の対象外とし、WWB は責任を免れるものとします。

(1) モジュールを当初の設備場所から移動した場合
(2)WWB の文書による同意なしにモジュールが改造、修理、変更された場合
(3)WWB がその設置方法及び環境等について定める設置マニュアルに従いモジュールを設置しなかった場合
(4) 前号に定める場合の外、モジュールが適切に設置、配線、使用されなかった場合
(5) モジュールが移動式の架台による設置、海上及び海岸近接地の環境下での設置及び腐食媒介物や海水との接触等、設置マニュアル及び取扱説明書その他 WWB が提示する運用及び使用に関するマニュアル等で指定する環境条件に合致する環境に設置されなかった場合
(6) モジュールが不適切な電圧もしくは電力サージにさらされた場合
(7) 前二号に定める場合の外、モジュールが排ガス、公害、酸性雨、塩害その他、モジュールの製造時にその製造者または WWB が合理的に想定した通常の環境条件に合致しない環境に、いかなる期間であるかを問わず設置された場合
(8) モジュールの不具合または性能低下が、これとともに使用される他の製品に起因する場合
(9)WWB が定めるマニュアル等に従って、かつ、適切な資格及び技能を有する技術者がモジュールの保守を行っていたことを買主が立証できない場合
(10) 暴風雨、地震、落雷、竜巻、噴火、噴煙、洪水、雪害、硫化水素その他の自然由来ガス、雹等の自然現象及び戦争、暴動、ストライキ、政策の変更または火災もしくは煙によりモジュールに不具合または性能低下が生じた場合
(11) 落下物、衝撃、擦過等の WWB に帰責性のない事由によりモジュールに不具合または性能低下が生じた場合
(12) モジュールのラベルが改変、除去、抹消された場合
(13) モジュールのシリアル番号が改変、除去あるいは判読しにくくされた場合

3. 本保証規定に基づく保証履行により WWB により保証された追加モジュール及び修理、交換されたモジュールは、その保証履行されたモジュールが購入された時と同じ限定保証と条件により保証されます。また保証履行により保証期間及び条件が延長されることはありません。
4.WWB は、欠陥のあるモジュールを同等の品質・サイズを有するモジュールと交換できるよう努めますが、保証履行の対象となったモジュールが製造中止になってい た場合は、過去の太陽電池システムに適合する他のモジュールを供給するができるものとします。
5. 本保証規定に基づく保証履行に関する費用のうち、買主が WWB にモジュールを 修理、交換のため返送するための費用及び修理あるいは交換されたモジュールを買主に出荷する費用は、WWB が負担するものとし、その他の費用 (モジュールの設置、撤去もしくは再設置に関連する費用を含み、これらに限らない。) の負担については、買主の負担とします。
6. モジュールの納品書及びモジュールに付されたラベルや製造番号等により、当該モジュールを China Sun Energy 社が製造し WWB が本保証規定の適用対象品として買主に販売したものであることを確認できない場合、本保証規定に基づく保証の対象外とします。
7. 買主は、本章の各規定に特段の規定がない場合でも、本章による免責が適用されないことにつき、立証責任を負担するものとします。

●第５章：その他事項

1. 保証の範囲
　WWB は、いかなる状況においても、モジュールの瑕疵について、損害賠償その他本保証規定に定めのないいかなる責任も負わないものとします。
2. 保証条件
　買主は、保証対象となる事由を発見した場合、直ちに WWB に対して書面により通知するものとします。なお、この通知には、不具合又は性能低下の内容、対象たるモジュールの製造番号を記載の上、当該モジュールの納品書を添付するものとします。
3. 保証の譲渡
　モジュールに関する保証は本来買主に提供されたものでありますが、モジュール設置場所にあり適切な環境下で適切に設置、運用、使用されていることが証明されれば買主からモジュールを譲り受けた人に対しても適用されます。
4. 紛争
　本保証規定に関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。
5. 有効性
　このモジュールに関する保証は、出荷日から開始するものとします。

以　上

修理実施日	修理内容	サービス員氏名

取扱販売店名

電話番号　　担当者

WWB Solar

保証書

保証書番号　20120X0X-00X

ああああ　殿

当社指定の工事を施しましたので本証書を呈上いたします。

御住所　〒000-0000

ああああああああああああああああ

保証物件（太陽光発電システム／システム保証・モジュール発電保証・施工保証）

見本

お客様設置日　2012年 00月 00日

WWB 株式会社
東京都品川区東品川2丁目2-4 天王洲ファーストタワー5F
TEL:03-6433-2789　FAX:03-6712-8383

保　証　規　定

本書は、本書記載内容で製品保証をさせて頂くことをお約束するものです。保証期間中に故障または不具合が発生した場合には、本書記載の販売店に修理をご依頼の上、本書を提示してください。お客様設置日、販売店名等の記入漏れがありますと無効となります。本書は再発行いたしませんので、紛失しないよう大切に保管してください。

1. 保証する内容は下記の通りです。
取扱説明書、本体ラベル等の注意書きに従って、正常に使用したにもかかわらず、システム構成機器、モジュールについて以下（1)、(2）の異常が発生した場合、本書記載内容に基づき無償にて（1）の場合はシステム構成機器の、(2) の場合はモジュールの修理品または代替品の納入を致します。　修理品の納入が不可能で、且つ同一の代替品が生産中止等で納入できない場合は、その時点で生産している同等の製品をもって代えるものとします。この場合、代えるものは交換を要する当該システム構成機器、モジュールの部分のみで、販売システム構成機器、モジュール全体の納入は保証の範囲外になります。現品の返送または交換品(修理済み製品を含み)の発送にかかる費用は通常発生する範囲内で弊社にて負担します。
(1) 販売日から 10 年以内にシステム構成機器または各部品について製造上の異常が発見された場合
＊システム構成機器とは、モジュール、パワーコンディショナ、接続箱、接続ケーブル、架台を指します。
(2) 発電性能について、モジュールの瑕疵により太陽電池モジュール出力が 12 年以内で公称最大出力の 90% 未満となった場合、また 20 年以内に 83% 未満となった場合、更に 25 年以内でに 80%未満となった場合
＊「公称最大出力」は、弊社基準の測定方法によりカタログ、仕様書に表示されている出力であり、実際の発電量は日射の強さ、設置条件、地域、温度条件により異なります。また、太陽電池モジュールの出力測定は、弊社基準の試験方法によるものとします。
2. 次の免責事項に該当する場合は、いかなる場合においても本書による保証外の対象外とし、弊社は責任を負いませんのでご了承ください。
(1) システム構成機器製造会社、弊社、本書記載の販売店または弊社指定の工事店のいずれか以外で行ったシステム構成機器及び周辺屋根材に関する点検、修理、移設または改造に起因する場合、またはシステム構成機器及び周辺屋根材の構造、性能、品質に影響を及ぼすシステム構成機器製造会社、弊社、本書記載の販売店、または弊社指定の工事店が関与しない住宅の増改築及補修に起因する場合
(2) システム構成機器及び周辺屋根材の施工工事以外の付帯工事に起因する瑕疵の場合
(3) 入居者または第三者の故意・過失により発生した瑕疵の場合
(4) 通常の使用方法と異なる使用・管理等に起因するもの、システム構成機器及び周辺屋根材の用途・使用・条件・環境を超えて使用したことに起因するもの
(5) システム構成機器及び周辺屋根材の性能や構造、強度に影響を及ぼさない経年変化または通常使用による自然劣化（自然の消耗、振動、錆、傷等）
(6) 建物自体の変形や変位または、内部結露、下地材の腐食などに起因する場合
(7) 天災地変（地震、台風、噴火、洪水、津波、落雷、誘電雷、異常積雪及び異常低温による凍害など）に起因する場合、または地盤変動、土砂崩れ等周辺環境の変化に起因する場合
(8) 戦争、暴動、火災、爆発等偶然かつ外来の事故に起因する場合
(9) お客様が採用した、又は、採用させた材料、部品、機器、設置工事方法等で、弊社が事前に承諾をしていないものに起因する場合
(10) 公害、塩害に起因する場合
(11) 系統連係している商用電源のノイズ、電圧変動等電源品質等に起因するもの
(12) お客様がシステム構成機器をご購入時に実用化されていた技術では、予防することが不可能な現象
(13) その他システム構成機器製造会社、弊社、本書記載の販売店、または弊社指定の工事店の責に帰する事が出来ない事由による時
(14) 法律上の請求の原因の種類を問わずいかなる場合においても、本製品の故障または損傷に起因して生じた直接又は間接損害 (事業利益の損失・事業の中断・事業情報の損失等)、特別損害、付随的損害、経済的拡大被害（ 逸失した利益・ビジネス上の収益・信用あるいは節約すべかりし費用を含む)、他の機器や部品に対するデータの損失又は損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害（障害に起因する死亡および怪我を含む）に関して、当社は一切の責任を負わないものとさせていただきます。
3．保証期間中でも次の場合は有料修理となります。
(1) 本書の指示がない場合
(2) 本書の所定事項の未記入、判読不能あるいは字句を書き換えられた場合
(3) 使用上の誤り、または不当な修理や改造による故障や損傷
(4) 消耗品が損耗し取り替えを要する場合
(5) 本書の免責事項に該当する場合で、お客様が弊社に修理を要望される場合
(6) 電源が入っていない等、技術的知見の無い通常人を基準としても故障とは判断しない障害での出張費用、点検費用、診断費用、見積費用、確認費用および諸経費および部品交換を伴わない調整・手直し修理・作業等（清掃、設定、更新等で完了する場合）
(7) 離島及び離島に準じる遠隔地への出張修理を行った場合

注) 本書記載の販売店またはその指定した工事店が行った設置工事（増設、点検、修理または移設を含む）に起因する表記システムの不具合及び家屋損壊などの損害に対して、当社は本書添付資料に記載の補償をご提供いたします。本書記載の販売店またはその指定した工事店以外が行った表記システムの修理費用または設置工事に起因する表記システムの不具合及び家屋損壊などの損害は、本書及び添付資料に基づく保証対象外となりますので、ご注意ください。

以　上

修理実施日	修理内容	サービス員氏名

取扱販売店名

電話番号　　担当者